

令和7年9月30日

神奈川県湯河原町「宿泊税」の新設

神奈川県湯河原町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される湯河原町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	神奈川県湯河原町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	湯河原町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・5万円未満 300円 ・5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.9億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者 ・地震等の災害が発生した場合における被災者
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 6月18日 湯河原町議会にて条例案可決
- ・令和7年 6月30日 総務大臣協議
- ・令和7年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。